

基発 0329 第 3 号
令和 3 年 3 月 29 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」等の一部改正について

石綿障害予防規則第 3 条第 6 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（令和 2 年厚生労働省告示第 277 号。以下「告示」という。）については、令和 2 年 7 月 27 日に告示されたところであり、令和 5 年 10 月 1 日から施行することとされている。また、告示第 1 条第 2 号に規定する「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」については、令和 2 年 8 月 4 日付け基発 0804 第 3 号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」等の関連通知において、これに該当する者の解釈を示したところである。

今般、下記のとおり関連通知の一部を改正したので、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正内容

告示第 1 条第 2 号に規定する「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」として、以下の者を追加する。

- (1) 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定される定性分析に係る合格者
- (2) 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

2 改正の対象となる関係通知

- (1) 令和 2 年 8 月 4 日付け基発 0804 第 3 号乃至 6 号及び第 8 号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」の一部を別添 1 のとおり改正する。
- (2) 令和 2 年 9 月 1 日付け基発 0901 第 10 号「石綿障害予防規則第 3 条第 6 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について」の一部を別添 2 のとおり

改正する。

- (3) 令和2年10月28日付け基発1028第1号「石綿障害予防規則の解説について」別添「石綿障害予防規則の解説」の一部を別添3のとおり改正する。
- (4) 令和3年2月16日付け基安発0216第1号「珪藻土バスマット等に係る石綿含有製品の輸入、譲渡又は提供の禁止の履行確保について」の一部を別添4のとおり改正する。